

# 水道料金（基本料）の免除

## 令和4年7月検針分 から 令和5年2月検針分

村では、国の臨時交付金を活用し、物価高騰等に伴う地域経済や住民生活を支援するため、下記のとおり水道料金の基本料金を8か月分免除します。

- |       |  |        |
|-------|--|--------|
| ◇対象者  | 全ての水道使用者（官公庁と臨時用を除く）   | ※手続き不要 |
| ◇免除額  | 基本料金 1か月 1,500円<br>(使用水量5 m <sup>3</sup> 以下は、基本料金 1か月 1,063円)    |        |
| ◇免除期間 | 令和4年7月メーター検針分 から<br>令和5年2月メーター検針分 までの 8か月分                       |        |
| ◇注意事項 | 使用水量10 m <sup>3</sup> を超える超過料金分、メーター使用料、<br>下水道使用料は、免除の対象となりません。 |        |

例) 20ミリメートル口径の水道メーターで、1か月15 m<sup>3</sup>の水道使用量の場合

基本料金 1,500円 (使用水量10 m <sup>3</sup> )	超過料金 825円 (使用水量5 m <sup>3</sup> ×165円/m <sup>3</sup> )	メーター 使用料 80円	+	下水道使用料
免除				

◎免除後の水道料金の請求額

基本料金0円+超過料金825円+メーター使用料80円=請求額905円(消費税抜き)

※水道料金の請求額905円に消費税を加算して請求となります。